

○愛西市児童センター及び児童館の設置及び管理に関する条例

平成 17 年 4 月 1 日

条例第 96 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 244 条の 2 の規定に基づき、愛西市児童センター及び児童館の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 児童の健康を増進し、かつ、その情操を豊かにし、もって児童の健全な育成を図るため、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 40 条に規定する児童館を設置する。

(名称及び位置)

第 3 条 児童センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
佐屋児童館	愛西市須依町東田面 6 番地
勝幡児童館	愛西市勝幡町五俵入 2 2 0 6 番地 1
北河田児童館	愛西市北河田町蓮田 8 番地 1
西川端児童館	愛西市西川端町小城 6 2 番地

2 児童館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
永和児童館	愛西市大野町末 2 5 番地
市江児童館	愛西市西保町大之内 1 3 番地 1
佐屋西児童館	愛西市内佐屋町河原 7 3 番地 1
草平児童館	愛西市草平町草場 8 7 番地

(職員)

第 4 条 愛西市児童センター及び児童館（以下「児童館」という。）に館長、

児童厚生員及びその他の職員を置く。

(指定管理者による管理)

第5条 市長は、法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、児童館の管理に関する業務を行わせることができる。

2 指定管理者は、法令を遵守し、この条例及びこの条例に基づく規則の規定に従い、児童館を誠実に管理しなければならない。

(指定管理者が行う業務)

第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 児童館の利用の許可に関する業務
- (2) 児童館の施設及び設備の管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、児童館の運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

(利用の範囲)

第7条 児童館を利用できる者は、児童とする。ただし、市長及び指定管理者（以下「管理者」という。）は、業務に支障のない限りにおいて、児童の健全育成に関する団体に利用させることができる。

(利用の許可)

第8条 前条のただし書に基づき、児童館を利用しようとする者は、管理者の許可を受けなければならない。

(利用の制限等)

第9条 管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、児童館の利用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設又はその附属設備等を毀損するおそれがあると認めるとき。
- (3) 管理上支障があると認めるとき。

(利用者の義務)

第 10 条 児童館の利用に際しては、この条例及びこれに基づく規則並びに職員の指示に従わなければならない。

(利用の中止命令)

第 11 条 管理者は、利用者が前条の定めに違反したときは、利用の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。

(使用料)

第 12 条 児童館の使用は、無料とする。

(損害賠償)

第 13 条 利用者が故意又は過失によって、児童館の施設、附属設備等を毀損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、管理者が損害を賠償させることが適当でないと認めたときは、減額し、又は免除することができる。

(委任)

第 14 条 この条例に定めるもののほか、児童館の管理及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の佐屋町児童センター及び児童館の設置及び管理に関する条例（昭和 60 年佐屋町条例第 1 号）又は佐織町児童館の設置及び管理に関する条例（平成 6 年佐織町条例第 12 号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成 17 年 12 月 27 日条例第 177 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成２０年６月２６日条例第１２号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成２０年１２月２４日条例第２７号）

この条例は、平成２１年４月１日から施行する。